

平成25年 7 月 26 日

株 主 各 位

東京都武蔵野市境二丁目 2 番 2 号
株 式 会 社 飯 田 産 業
代表取締役社長 兼井 雅史

「第37回定時株主総会招集ご通知」記載事項の一部修正について

平成25年 7 月 12 日付でご送付申し上げました「第37回定時株主総会招集ご通知」記載事項の一部に修正すべき事項がございましたので、当社ウェブサイトにおきまして、下記のとおり掲載させていただきます。

記

【修正箇所】

(1) 44ページ注 3. (1)

修正箇所の下線を付しております。

修正前	佐々木 延行氏につきましては、直接会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士の有資格者であり、監査法人出身者として豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、職務を適切に遂行することができるものと判断するとともに、その経験と見識を <u>当社</u> の経営に生かしていただくために、社外監査役候補者とするものです。
修正後	佐々木 延行氏につきましては、直接会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士の有資格者であり、監査法人出身者として豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、職務を適切に遂行することができるものと判断するとともに、その経験と見識を <u>共同持株会社</u> の経営に生かしていただくために、社外監査役候補者とするものです。

(2) 63 ページ13行目下線部分について、次のとおり削除いたします。

修正前	<p>6月26日付にて、山田FASから、それぞれ別紙2-1記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が東栄住宅の株主にとって財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。</p> <p>タクトホームは、上述の株式移転比率に関する財務分析の結果の受領に加え、平成25年6月26日付にて、AGSコンサルティングから、それぞれ別紙2-1記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率がタクトホームの株主にとって財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。</p> <p>アーネストワンは、上述の株式移転比率に関する財務分析の結果の受領に加え、平成25年6月26日付にて、ベネディ・コンサルティングから、それぞれ別紙2-1記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率がアーネストワンの株主にとって財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。</p>
修正後	<p>6月26日付にて、山田FASから、それぞれ別紙2-1記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率が東栄住宅の株主にとって財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。</p> <p>タクトホームは、上述の株式移転比率に関する財務分析の結果の受領に加え、平成25年6月26日付にて、AGSコンサルティングから、それぞれ別紙2-1記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率がタクトホームの株主にとって財務的見地から妥当または公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。</p> <p>アーネストワンは、上述の株式移転比率に関する財務分析の結果の受領に加え、平成25年6月26日付にて、ベネディ・コンサルティングから、それぞれ別紙2-1記載の前提条件その他一定の前提条件のもとに、合意された株式移転比率がアーネストワンの株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得しています。</p>

以上